

# 走行中の乗用車が、突然落下してきた沿道樹木の一部と衝突し損傷した事故について、道路の管理瑕疵が争われた事例

＜平成 21 年 2 月 24 日 大阪地裁判決＞

国土交通省 道路局 道路交通管理課

## 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第 1 請求

被告は、原告に対し、金 98 万 2500 円及びこれに対する平成 20 年 5 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

### 第 2 当事者の主張

#### 1 請求原因

- (1) 被告は、府道大阪生駒線（以下「本件道路」という。）の管理者である。
- (2) 原告は、原告所有の普通乗用自動車（以下「原告車」という。）を運転して本件道路を走行していたところ、次の事故（以下「本件事故」という。）に遭遇した。

ア 日時 平成 20 年 5 月 24 日午後 8 時ころ

イ 場所 大阪府大東市大字龍間付近路上（府道大阪生駒線）

ウ 態様 原告車が上記場所に差し掛かったところ、突然、道路上にせり出していた樹木の一部が折れて路上に落下してきたが、ハンドルを切る余裕がなかったため、原告は、やむを得ずアクセルを離してブレーキをかけたものの、木との衝突を回避できず、そのまま木を振り払う形で進行した。

#### (3) 被告の責任原因

ア 本件事故現場の道路は、被告が管理する道路であるところ、道路上において、普通に走行している車両に対し、衝突を回避するための運転操作を余儀なくさせたり、通過した場合に損傷を与えるような倒木が存在していることは、道路が通常有する性質を欠いていることが明らかである。したがって、本件道路の設置又は管理に瑕疵が存在していたことは明らかである。

イ 被告は、後記 2 (3) イ記載のように「通常有すべき安全性を保持していた」旨主張する。

しかしながら、本件事故現場の樹木の状態は、道路上に樹木が覆いかぶさり、トンネルのような状況になっていた。そのような状況になっている中で、道路上の樹木の枝葉が折れた場合、そ

のまま道路上へ落下することは容易に推認できるところであるし、路上に樹木の枝葉が落下した場合、通行している車両の安全な走行に支障を来すことは明らかであり、車両の損傷や、ひいては交通事故発生の原因になることも容易に推認できるところである。したがって、このような落下物の発生する可能性がある状況を作成している時点で、通常有すべき安全性を欠いた道路であることは明らかであり、パトロールを行っていたか否かは関係ないし、樹木の剪定をしていたとしてもその剪定方法自体に問題があると言わざるを得ない。

ウ また、被告は、後記2(3)ウ記載のように「予見義務も結果回避可能性もない自然現象による不可抗力の事故なので過失がない。」旨主張する。

しかしながら、本件事故現場の樹木の状況（道路上にトンネル状に覆いかぶさっている状況）に照らせば、樹木の枝葉が折れた場合に通行している車両に損傷を与えることを予見することは可能であり、道路上の樹木を剪定することにより、これを回避することが可能であった。さらに、本件事故当日は、少なくとも午後4時には雷注意報が発令され、午後9時には大雨注意報・雷注意報・洪水注意報が発令された状況であったから、本件事故当時には風雨が通常の降雨時よりも強く、樹木等が落下する可能性の高いことは認識可能であったと言える。したがって、本件事故の発生に関して被告に過失が認められることは明らかである。

#### (4) 原告の損害

ア 原告は、本件事故によって原告車を損傷し、その修理費用相当額89万2500円の損害を被った。

イ また、本件訴訟に関する弁護士費用のうち、被告が負担すべき弁護士費用の額は、9万円を下らない。

(5) よって、原告は、被告に対し、国家賠償法2条1項に基づき、金98万2500円及びこれに対する平成20年5月24日（本件事故日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 2 請求原因に対する認否・反論

(1) 請求原因(1)記載の事実は認める。

(2) 同(2)記載の事実は否認する。事故申告直後の原告の供述と本件訴訟段階での主張には食い違いが多々見られ、実際に現場で事故対応をした大阪府警四条畷警察署警察官の報告とも多くの点で食い違っており、本件事故の存在自体に疑念を抱かざるを得ない。

(3) 同(3)は争う。

ア 国家賠償法2条1項の「営造物の設置又は管理の瑕疵」とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵の有無の判断は当該営造物の構造・用法・場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきものである。

イ 本件道路については、次のとおり、倒木発生当時も十分な管理態勢を採っており、前記ア記載の判断基準に照らし、通常有すべき安全性を保持していたことは明らかである。

#### (ア) 重点的なパトロールの実施

被告枚方土木事務所は、本来業務として、同事務所が管理する道路のパトロール（以下「通常パトロール」という。）を週に1,2回のペースで実施している。

また、被告枚方土木事務所が管理する道路の中でも、本件道路は、山間部にあるにもかかわらず、奈良と大阪を結ぶ主要な幹線道路であるため交通量が多く、交通事故も多発している。このような本件道路の位置、周辺環境及び利用状況に鑑み、被告枚方土木事務所は、本件道路をパトロールの必要性が特に高い最重点路線と位置づけ、通常パトロールに加え、阪奈パト（被告枚方土木事務所が本件道路の日常的なパトロールを委託している業者の通称）によるパトロ

ールを1日に3回（午前9時発、午後2時発及び午後9時発）実施し、交通の支障となる路上障害物の発見及び除去に努めている。さらに、この阪奈パトは、生駒山頂近くに基地を置き、1日3回の道路パトロール以外にも常に緊急出動の態勢を採っており、警察等からの通報・連絡を受けると速やかに出動して、事故防止に努めている。

(イ) 樹木剪定の適宜実施

自然公物である樹木の剪定については、樹木の全てを除去することは過剰な公金支出との誹りを免れないばかりでなく、かえって樹木の枯渇を招来し、のり面崩落につながる事となる。そのため、被告枚方土木事務所は、合理的かつ必要十分な道路管理の観点から、道路上に存在する樹木であっても車両の通行に支障がない場合（概ね路上から4.5メートルが原則）等の剪定の基準を設け、その基準に従い、適時適切に樹木の剪定を実施している。

また、道路上にはみ出している枯れ木や沿道の枯れ木で、道路上に倒れてくるおそれのある枯れ木については、危険性が高いので、発見次第直ちに根本から伐採している。

(ウ) 以上の諸事情に鑑みれば、被告は、本件道路の構造、用法、場所的環境及び利用状況等に鑑み、本件道路の管理者としての安全管理義務を十分に果たしており、通常有すべき安全性は保持されていたと言える。

ウ 倒木の落下は十全な管理責任を果たしていてもなお避けることのできなかった自然現象に起因する事故であり、不可抗力によって発生した事故であるから、この点からも、本件道路の「管理の瑕疵」は否定される。

(ア) 予見義務がないこと

被告枚方土木事務所が前記イ記載のとおり十分なパトロールや基準に従った剪定を行った結果、本件道路上から4.5メートルの位置までは車両の通行に支障となるような樹木その他の障害物は除去されていたのであるから、この範囲を超える位置からの落下物については予見義務自体が否定されるべきである。

(イ) 予見可能性がないこと

倒木が発生する直前に行われた阪奈パトによるパトロールにおいて何らの異常も確認されなかった本件道路周辺の状態に照らし、生木の幹から折れた枝が道路上に落下することは、道路管理者としての被告の予見可能性の限度を超えるものである。

また、阪奈パトが倒木発生現場をパトロールした午後2時20分ないし40分ころからわずか約6時間後に、かつ、大雨・洪水・強風等の注意報・警報等も発令されていなかった状況下で、生木が落下することを被告が予見するのは困難である。

以上のように、被告には生木落下について予見可能性がない以上、本件道路を通行止めにする等の事故発生防止措置を講じる義務も発生していなかったと言うべきである。

(ウ) 結果回避可能性がないこと

仮に通常有すべき安全性を欠いている場合であっても、結果回避可能性がない場合、すなわち営造物の設置管理者に損害回避措置を採る時間的な余裕がない場合は、不可抗力を理由に設置管理の瑕疵は否定される。

本件においては、倒木発生が原告車の現場通過と同時であったのであれば、被告枚方土木事務所が事故回避のための何らかの措置を採ることはおよそ不可能であった。したがって、被告には結果回避可能性がなかったと言うべきである。

(4) 同 (4) は争う。

なお、原告の供述するとおりの倒木（長さが2メートル以上あり、幹の太さが5センチメートル程度の倒木ないしその一部）が原告車の前面及び右側面に当たれば、それなりに多くの損傷を受けるはずである。ところが、原告車に認められる損傷はわずかであり、原告車に何らかのキズが存在したとしても、今回の倒木発生によるものとは認め難い（因果関係の否定）。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 被告が本件道路の管理者の地位にあることは、当事者間に争いがない。
- 2 本件事故の存否（請求原因（2））について
  - (1) 被告は、本件事故の発生につき疑問を呈している。
  - (2) しかしながら、①原告本人が平成20年5月26日午前9時45分ころに被告枚方土木事務所に電話をかけ、「5月24日午後8時15分ころ、阪奈道路奈良行き、第1ヘアピンを曲がってすぐの所で追越車線を走行中、道路上の倒木に突っ込み、車の前面と右側面に当たった。倒木は追越車線全部を塞いでいた。」旨を述べているが、この供述内容は、倒木を撤去した四条畷署員の説明（書証によると、「当日は午後8時26分に出動要請の無線連絡を受け、現場には8時30分に到着。8時34分には倒木を道路外に排除完了。到着時の現場状況は、進行方向の右、山側の窪地から、倒木（生木）が追越車線を塞ぐ形で倒れていた。場所は、第1ヘアピンを曲がって直線で100メートルぐらいの地点で、キロポスト1.6キロ付近で、木の太さは幹の部分で人間の腕の太さぐらいあった。」旨を述べている事実が認められる。）と大筋で合致している。②そして、同月27日午後5時30分ころから原告本人が被告枚方土木事務所担当者と共に現場付近に赴いた際に、事故現場の特定がなかなかできなかつたり、事故現場と主張する付近に現物らしき倒木などを見つけることができなかつたりした事実が窺われるけれども、自動車を運転していた状況下で不意に出現した倒木の存在した場所を正確に記憶することは極めて困難な上、倒木についても警察官が撤去した際に多少移動させた可能性も否定できない等の事情を考慮すると、原告本人の供述内容に関する信用性を疑わせるほどの事情ではない。したがって、原告本人の上記供述は信用できると言うべきであり、これによれば本件事故発生的事实を認定することができる。
- 3 営造物の管理に関する瑕疵の有無（請求原因（4））について
  - (1) 国家賠償法2条1項所定の「営造物の設置又は管理の瑕疵」とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵の有無の判断は、当該営造物の構造・用法・場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきことは、被告の指摘するとおりである。
  - (2) そこで本件事故現場道路の管理に関する瑕疵の有無を判断するに、原告車が接触した倒木は、道路脇の山側窪地に生えていたものが追越車線を塞ぐ形で倒れていたものである（四条畷署員の供述部分参照）から、予想もできない場所から強風等で吹き飛ばされてきたのではない。しかしながら、被告は、現場付近のパトロールや剪定を定期的実施しており、本件事故当日も午後2時40分ころに事故現場付近のパトロールが行われているが、交通の支障となる枝等が道路上に出ている等の報告はなされていなかったものである。それを前提にすると、本件事故現場に存在した倒木は、生木であり、しかも幹は人間の腕ほどの太さであった（四条畷署員の供述部分）ということに鑑みれば、そのような樹木が急に倒れるという事態は予測困難と言えるから、本件道路の管理に瑕疵はなく、本件事故は不可抗力によって生じたものと言うべきである。
- 4 結論  
よって、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。